

因果関係

因果関係：実行行為と結果の結びつき

判断基準

判例・通説：危険の現実化説

従来の判例・通説：相当因果関係説

論証例（危険の現実化）

因果関係とは、実行行為と結果の結びつきをいう。そして、実行行為とは、構成要件的結果発生の現実的危険性を有する行為をいう。そのため、実行行為の持つ危険性が結果へと現実化した場合に、因果関係が認められる。

ここで差がつく！

Q 危険の現実化のあてはめ

危険の現実化のあてはめは、ある程度思考フローを確立させておくことが非常に大切である。以下では、危険の現実化のあてはめの思考フローを紹介する。

- 実行行為が、結果を直接形成している場合（死因を直接形成している場合など）

⇒問題なく因果関係を肯定していい。実行行為の持つ危険性が結果へと現実化した場合といえるため。

参考事例①（直接形成型）

甲は、Vを殺害しようと思い、金属バットでVの頭を数回、思い切り殴打した。Vが意識を失ったのを見て、甲はその場を立ち去った。その後、Vのことを日ごろから憎んでいたXがVが倒れているのを見かけ、XがVを殴打した。Xの行為により、Vの死期は数時間早まったにすぎず、Vは脳内出血により死亡した。

参考事例②（直接形成型）

甲は、Vを苦しめようとして、それ自体では死亡に至る危険性を有しない頭痛を引き起こす薬をVの飲み物に混入させた。しかし、Vは心臓に持病を抱えてい

たため、かかる持病と相まって、死亡した。

あてはめ例

①：本件では、金属バットという固い物で、頭という、強い衝撃を受けた場合死に至る可能性が人体の部位で最も高い箇所を数回殴打する行為を行っている。かかる行為は、人を死に至らしめる危険性が非常に高い行為である。確かに、Xの行為によってVの死期が数時間早まっている。しかし、Vの死因は甲の行為によって直接形成されており、甲の行為が持つ危険性が結果へと直接現実化したといえ、因果関係が認められる。

②：本件における甲の行為は、客観的にみて、心臓に持病を有しているVに対して人体に有害な薬物を飲ませる行為である。かかる行為は、Vの死亡という結果を惹起する危険性の高い行為であり、甲の行為の持つ危険性が結果へと直接現実化したといえ、因果関係が認められる。

- 実行行為そのものではなく、介在事情から結果が発生したといえる場合

⇒当初の実行行為持つ危険性を評価し、介在事情を誘発したといえるかどうかを判断する。その際には、介在事情の異常度、寄与度にも言及する。

参考事例③（被害者の行為が介在した場合）

甲らは、深夜の公園およびマンション居室において、Vに激しい暴行を加えた。暴行に耐えかねたVは、甲らのすきを見て逃走したが、甲らの追跡を振り切るために侵入したマンション付近の高速道路上で、走行中の車に轢かれ、死亡した。

参考事例④（第三者の行為が介在した場合）

甲は、Vを乗用車のトランクに監禁したまま夜間道路に停車させていたところ、後続車が運転者の前方不注意により追突し、トランク内のVが死亡した。

あてはめ例

③：確かに、Vの死因は走行中の車に轢かれたことであり、甲らの行為によって直接形成されているわけではない。しかし、マンションの一室という閉鎖的な空間で、複数人から激しい暴行を加えられることは極度の恐怖感をVに与える行

為である。そのような恐怖感を感じているVが、甲らから逃走するために、当時深夜という人通りが少ない時間帯であったことも考慮すると、確実に人が入ってこれない高速道路内に逃走することも異常度が高い行為だとはいえない。そのため、Vの高速道路内への侵入は、甲らの行為に誘発されたものであるため、甲らの行為の持つ危険性が間接的に結果へと現実化したといえ、因果関係が認められる。

④：確かに、Vが死亡したのは後続車の車が甲の車に追突したためであり、甲の行為によって直接Vが死亡したわけではない。しかし、トランクとは、運転席や助手席と異なり、事故が起きた際に人命を保護するようなエアバッグ等の設備がある場所ではなく、通常人が入ることが想定されていない場所である。そのような場所にVを閉じ込める甲の行為は、事故が起きた際にVを死亡させる可能性が高い行為である。そして、車を運転する際に後続車が追突してくるという行為自体は異常度が高いとまではいえず、さらに当時が夜間という見晴らしが悪い時間帯であることを考えると、より、後続車が追突してくること自体の異常度が高いとはいえない。そうだとすれば、甲の行為がVの死亡を誘発したといえ、行為の持つ危険性が間接的に現実化したといえ、因果関係が認められる。